

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
美郷町	坂元地区	令和4年2月1日	年 月 日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	23. 6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15. 2 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	9. 1 ha
i うち後継者無し・未定の農業者の耕作面積の合計	3. 1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1. 8 ha
(備考) ・農地中間管理事業の活用意向:すでに利用している、今後利用したい 0名(アンケート回答者19名)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも65才以上で後継者無し・未定の農業者の耕作面積の方が、1. 3ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻 飼料作物	4.2 ha	水稻 飼料作物	4.2 ha	坂元地区
認農	B	水稻	1.1 ha	水稻	1.1 ha	坂元地区
認就	C		0.0 ha	飼料作物	1.8 ha	坂元地区
	D	水稻 飼料作物	1.5 ha	水稻 飼料作物	1.5 ha	坂元地区
	E	水稻 飼料作物	0.8 ha	水稻 飼料作物	0.8 ha	坂元地区
計	5人		7.6 ha		9.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<農地の貸付け等の意向> 近い将来農地の出し手となる者の農地は、合計5,410m ² となっている。
<農地中間管理機構の活用方針> 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。また、担い手の分散錯園を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
<作付品目の取組方針> 米以外に、飼料用作物の生産に積極的に取り組み、畜産農家との連携を図る。
<鳥獣被害防止対策の取組方針> 既設ワイヤーメッシュ柵の維持管理に取組む。また、新規設置を行う場合は、効果的な施工となるよう、町の担当者と相談しながら整備計画を立てる。
<災害対策への取組方針> 水害等の被害防止のため、中山間等の地域組織を中心に水路や畦畔の定期的な点検に取組む。

(参考) 近い将来農地の出し手となる者の農地

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 宇納間字平山1070	1,759		
2 宇納間字平山1071	3,418		
3 宇納間字平山1086-1	233		
4			
5			
計	5,410	0	0

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。